

諮問庁：独立行政法人国立高等専門学校機構

諮問日：平成29年12月25日（平成29年（独情）諮問第86号）

答申日：平成30年3月29日（平成29年度（独情）答申第80号）

事件名：特定の訴訟に係る弁護士への報酬に関する特定年度支払決議書等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

下記の2文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定については、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、別紙の1ないし別紙の4に掲げる部分を開示すべきである。

文書1 平成28年度支払決議書

文書2 委任契約書

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成29年11月10日付け特定高専総総第212-1号による一部開示決定及び同第212-2号による不開示決定（以下、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### (1) 審査請求書

###### ア 審査請求に係る処分

機構が行った以下の処分

##### ① 文書1の開示決定処分のうち不開示とした次の部分

不開示部分2： 起票部署，摘要のうち内訳に該当する部分，  
決裁欄および印影，支払決議書番号，支払管理番号，品名／件名のうち内訳に該当する部分，支払元口座

不開示部分3： 相手先，支払先口座，合計金額，支払金額，消費税額，配分金額

##### ② 文書2の不開示決定処分

不開示決定文書： 委任契約書

イ 審査請求の趣旨：

本件処分は、係る請求先情報の性質を鑑みて著しく不当なものであり、また開示を認める答申例もすでにくつか存在するため、その即時取消しを求める。

ウ 審査請求の理由：

(ア) 審査請求人は日本国民として法人文書の開示を求める権利を有している。

(イ) 機構は、法5条に基づく開示義務を有する。

(ウ) 文書1の不開示部分2のうち、印影や口座番号等情報を除いた箇所（起票部署、摘要のうち内訳に該当する部分、支払決議書番号、支払管理番号、品名／件名のうち内訳に該当する部分）は、公開することによって、悪用されたり、入札や契約に影響を与えたり、また業務を委縮させることは考えられない（というより、不可能である）ため、機構の事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは到底認められない。よって法5条4号に該当するとはいえず、不開示処分は明らかに不当なものである。

(エ) 文書1の不開示部分3および文書2について、公的機関が選任した弁護士費用に関する情報（算定にあたって考慮された事項等を除く）については、開示が妥当とする審査会による答申例がすでにくつか存在する（平成15年度（行情）答申第41号、平成15年度（独情）答申第16号など）。これらの答申例における諮問庁は、機構が本件処分に関して挙げたものと酷似した不開示事由を挙げており、かつそれらは答申によってことごとく否定されていることから、本件処分が著しく不当なものであることは、機構の主張を改めて検討するまでもなく自明で、直ちに開示とすることが妥当であると考えられる。

(オ) 弁護士費用に係る情報の不開示処分の不当性の証明は上記（エ）で十分とも考えられるが、付け加えれば、法の解釈・運用において、法5条4号に規定される「争訟に係る事務」とは、現在提起され又は提起されることが想定されている争訟についての対処方針の策定や、そのために必要な事実調査などその追行に関する事務を指すものである。弁護士任用の一般的な費用体系（契約時に着手金、出廷時に日当及び交通費、係争終結時に報酬）を考へても、費用からそれらに関する詳細な情報を類推することは不可能であり、まして機構や当該弁護士の利益を害することはない。

(カ) 加えて、当該弁護士事務所については、費用に関わる規定・一覧表・ガイドライン等を公開しておらず、また一般向けのホームページ等も持っていないため、運営が非常に不透明である。また所属弁

護士は機構の不正経理に関わる調査チームの委員を務め、他にも機構の関わる争訟においてしばしば代理人として起用されている過去があり、機構とは懇意にしていることが伺える。そして、機構による所属弁護士の任用が随意契約によりなされていること、また弁護士報酬については各弁護士事務所の裁量で自由に決めてよいことを加味すると、機構による所属弁護士への報酬等金額が明らかに相場値とかけ離れているといった事態も十分に危惧されうるものである。多額の税金が投入されている機構の予算から、こうした浪費が行われていないかを確認する意味でも、かかる情報の開示は妥当で、公益に資するものである。

(キ) 以上により、本件処分は明らかに不当なものであることが認められるため、その取り消しを求める。

## (2) 意見書

### ア 審査請求人の反論および追加意見

(ア) 諮問庁は、文書1に関し、起票部署を公にした場合には、当該業務に携わった担当者が他の情報と照合することにより、特定の個人を容易に推測されることになる旨主張する。

しかしながら、

- ・ 部署名から直ちに特定の個人を「容易に推測」することは各部署の人数からして不可能である。
- ・ 常識的に考えて、組織内で会計業務や契約締結等を担当する部署というのは決まっている。
- ・ そもそも部署から直ちに特定個人を突き止められるような「他の情報」は存在しない。
- ・ 上3つの事実を無視しても、当該業務は当然公務（加えて言えば、役職から当然想定されうる業務の範囲内）としてなされているものであって、仮に担当者が判明したところで当該人物に不利益が生じたり、事務の適正な遂行が妨害されることは考えづらい。以上の理由により、諮問庁の主張は、当を得たものとは認めづらい。

(イ) 諮問庁は、支払決議書番号及び支払管理番号を公にした場合には、当該校における支払業務に関わる件数から事業規模が明らかになると主張する。しかし、常識的に考えて「決議書番号」「件数」「事業規模」の三者はまったく無関係なものであり、率直に言って意味不明である。少なくとも、一般的に支払案件に対し順番に付与されていく決議書番号／管理番号から「事業規模」を明らかにする方法があるとは考え難い。

また、もし仮におおまかな事業規模が推測されたとしても、それ

により即座に諮問庁ないし当該弁護士事務所の業務に悪影響を及ぼすという理屈はない。

(ウ) 諮問庁は、摘要のうち内訳に該当する部分および品名／件名のうち内訳に該当する部分を公にした場合には、事務処理上の機微にわたり業務内容が容易に推測されることになる旨主張する。

この「業務」が諮問庁・当該弁護士事務所どちらの業務を指すのか判然としないが、どちらを指すとしても、契約相手が弁護士事務所であることから、一般的な弁護士任用の費用体系から言って着手金・日当・交通費・成功報酬といった品名しか有り得ないのであり、名称に多少の違いはあるにしても、弁護士業務という性格から通常想定されうる名目の範疇であると考えられる。したがって、特別に事務処理上の機微として扱われるべき情報とは言い難く、加えて名目を公開することによって「業務内容を容易に推測」し、それが「事務の適正な遂行」に支障を及ぼすことは考え難い。

(エ) 諮問庁は、当該弁護士事務所への報酬等金額を明らかにしない理由について、当該弁護士の今後の業務に影響を及ぼし、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるからという旨主張し、次いで援用する形で2つの答申例（平成29年度（行情）答申第76号，平成28年度（独情）答申第96号）を引用する。

しかしながら、答申の原文を読めばわかる通り、諮問庁（機構）の引用箇所は「審査会が確認したところの当該諮問庁の主張」であり、決して審査会の判断そのものではない。

諮問庁の引用は、あたかも審査会が実際にそう意見したかのようにミスリーディングさせる非常に悪質なものであり、そもそもが「答申」の引用ではない。公機関である諮問庁がこのような稚拙な情報の切り取りを行うことは、決して許されることではなく、また審査会や答申への侮辱とすら形容してよいものである。

また特に、諮問庁が平成29年度（行情）答申第76号を援用していることについて、アイデア等が事業運営や競争の核心となる私企業と弁護士事務所を同列に、あるいは入札という形で競争を行う私企業と、競争なきままに選定理由も明らかとされず随意契約という形で任用される弁護士事務所を同列に扱うことは明らかに妥当ではない。

加えて、この答申例においても、競争上の不利益が生ずるとまではいえない費目については金額の開示が認められており、むしろ諮問庁自身が金額の開示が妥当ではないことを証明する形となってしまうことも特筆すべき事柄であろう。

(オ) そもそも、争訟に関する弁護士任用にかかる費用というのは、そ

の任用時に着手金（相場：20～30万円程度）が支払われ、裁判所への出廷時に決まった日当（相場：数万円程度）と交通費（実費）が支払われ、さらにかかった印紙・郵送代等が実費で支払われ、判決時にその勝訴の度合いに応じて報酬金が支払われる、という体系となっている。

つまり、諮問庁や当該弁護士がどんな訴訟方針や戦略を立てているか、具体的にどのような業務を行ったかに一切関わらず一定のルールに基づいて弁護士費用は支払われるものなのであり、この具体的金額のみをもって係争中事案の具体的事情を推測することは不可能である。

加えて言えば、具体的金額が開示されたところで、諮問庁ないしは当該弁護士事務所がかかる案件を難しいと評価してその価格をつけたのか、比較的簡単なものと評価してその価格をつけたのか、その他どのような評価をしてその価格をつけたのか、外部の人間は知るすべをもたない。

したがって、弁護士起用にかかった費用、特にその総額を開示することによって訴訟当事者である諮問庁や当該弁護士事務所の利益が阻害されることはありえないし、加えて、当該弁護士事務所は、依頼者が私人や私企業ではなく公的責任の大きな国家機関（諮問庁）であることを承知の上で当該案件を受注したのであるから、情報開示制度によって当該情報が開示されいささかの不快の念を覚えたとしても、それは受忍すべき限度の範囲内に留まると考えるのが妥当である。

#### イ 本件処分が妥当でないことを示す答申例・判例等

本項では、本件情報について諮問庁がなした不開示処分が妥当でないことを示す答申例・判例等を、審査請求人によるコメントと引用を交えつつ列挙する。なお、これら答申例・判例については、本意見書末尾に一覧を別表として付記したうえで、写しを資料として添付する。

- (ア) 総務省（旧内閣府）情報公開・個人情報保護審査会による答申例  
審査請求書にも記した通り、平成15年度（行情）答申第41号（資料1）と平成15年度（独情）答申第16号（資料2）が存在する。

このうち平成15年度（行情）答申第41号については、総務省の公開する答申選に掲載されており（資料3および4）、選任弁護士の報酬額が行政機関の保有する情報の公開に関する法律5条2号イおよび6号ロに該当しないことがすでに明記されている。

- (イ) 地方自治体による答申例

地方自治体レベルにおいては、任用した弁護士の報酬に関わる情報の開示を妥当としている例は枚挙にいとまがない。むしろ従うべきが法と条例という差異はあるものの、根本的な判断基準のところでのその性質を異にするものではない。

例えば、神戸市平成14年答申74号（資料6）においては、弁護士の氏名、事務所の所在地、電話番号、報酬額について開示が妥当であると裁定されている。

また、京都市平成20年答申第82号（資料7）においても、弁護士報酬を明らかにしたからといって当該弁護士の活動に具体的な支障が生じるとは認められないとして、開示が妥当と判定している。

さらに、千葉県平成15年答申第119号（資料8）を見ても、公機関が選任した弁護士の報酬額が明らかとなったとしても、その競争上もしくは事業運営上の地位に不利益を与えるものではないと判定されている。

加えて、滋賀県平成29年答申第98～101号（資料9）においても、弁護士報酬は特定事案における契約状況の一端を示すにとどまるものであり、当該弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとまではいえないと判断されている。

（ウ）公機関の選任した弁護士の報酬を開示することが妥当とした判例

このような判例としては、大阪地裁平成8年（行ウ）118号（資料10）がある。この中で、大阪地裁は、公機関の支払う弁護士報酬は、私人や会社が支払う場合と異なり一定の基準に基づき客観的に決定されるものであり、さらにこのことを当該弁護士が承知した上で受任するものであるから、報酬額を開示しただけで当該事務所の営業上の内部方針等が明らかになったり、業務に影響を与えることはないとは判定している。また、それまでも公機関の選任した弁護士の報酬が開示されてきた事例が幾多あり、それによって具体的に当該弁護士の利益が損なわれたケースは存在しないという事実を理由として採用している。

（エ）弁護士報酬等情報の公開の普遍性

上記の答申・判決等を見ても一目瞭然のとおり、すでにわが国の情報公開制度において公機関の選任した弁護士報酬等情報は長らく公開されてきていて、開示を妥当とする答申も蓄積されているものである。例えば檀原市が平成21年に受けた情報公開請求の内容一覧（資料11）を見ても、たった1つの市にたった1年で十数件もの弁護士費用に関する情報公開請求がなされており、しかも報酬等については問題なく開示されていることがわかる。

このように、弁護士報酬等情報（係争中の事案も含む）が幾多開

示されてきたにも関わらず、諮問庁が主張するように、開示によって「業務に影響を及ぼし、当該弁護士等の権利、競争上の地位その他正当な利益が害された」具体的な事例は、皆無と断言してよいものである（仮にあったのだとすれば、それは諮問庁が立証しなければならない）。よって、そのようなおそれも、当然生じ得ないと考えるのが妥当である。

#### ウ 結言

かかる状況を、あらゆる観点から検討、分析、熟慮しても、諮問庁による本件処分には妥当な根拠がなく、その速やかな取消を求める。

#### エ 付言

また、本件情報に関わる弁護士事務所の所属弁護士が、係争中の事件の諮問庁側代理人であることは事実であるが、すでに本意見書提出時点で控訴審が終結間近であり、民事裁判において上告が受理されることが一般的に極めて困難であることを考えれば、本審査請求に対する答申が出て開示がなされるまでには係争はすでに諮問庁・当該弁護士事務所の訴訟方針を反映することが不可能な段階に達しているあるいは終結しているであろうことから、現在係争中であることは本質的な問題ではない。仮に係争中であることが不開示事由に加味されるとしても、係争が終わり次第開示することを確約すればよいだけだから、いずれにせよ本質的な問題ではない。

（本答申では審査会答申、判例等に係る引用記載及び添付資料は省略）

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 開示請求のあった法人文書の名称

（ア）機構が係争中の法人文書不開示処分取消請求事件について、機構が被告代理人として選任した弁護士の所属する法律事務所との委任契約等に関する文書で以下の情報

- ・ 機構の会計歳出のうちどの部分から弁護士費用が捻出されているのかに関わる情報
- ・ 機構の予算内から当該法律事務所に対してこれまでに支払われた、および支払われる予定の報酬等（着手金・日当・交通費等の一切）の総額およびその内訳が把握可能な全ての情報
- ・ 機構と当該法律事務所との間に結ばれた契約内容のうち、報酬等に関わる部分

#### 2 開示決定についての考え方とその理由

開示決定した文書は、個人に関する情報、機構が行う事務又は事業に関する情報、契約や争訟に係る事務に関する情報で公にすることにより権利、その他正当な利益を害するおそれがある情報である。

（1）起票部署を公にした場合には、当該業務に携わった担当者が他の情報

と照合することにより、特定の個人を容易に推測されることになる。

支払決議書番号及び支払管理番号を公にした場合には、特定専門学校における支払業務に関わる件数から事業規模が明らかになる。

摘要のうち内訳に該当する部分及び品名／件名のうち内訳に該当する部分を公にした場合には、事務処理上の機微にわたり業務内容が容易に推測されることになる。

これらのことから、当該情報を公にすることにより当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

また、相手先、合計金額、支払金額、消費税額、配分金額は、これが明らかになった場合、個々の事案の具体的事情や弁護士業務の機微にわたる事柄が推測できることとなることから、報酬等の金額の情報を公にした場合、現在係争中の案件（以下「本件事案」という。）の具体的事情等が推測され、本件弁護士等の今後の業務に影響を及ぼし、本件弁護士等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

(2) 委任契約書は、委任した法律事務所及び同弁護士（以下「本件弁護士等」という。）の事業に関する情報であるところであり、これらの情報については、本件弁護士等及び本機構は一切公にしておらず、今後においても公にする予定はない。

本件事案は法人文書開示請求に基づく争いをしているところであり、高度な専門性を要するため、外部委託をする必要のあるものであり、また、文書に記載された法律事務所の名称及び住所、弁護士の氏名、委任する業務の具体的内容等の情報については、本件事案の性質に鑑み、これを公にした場合、本件弁護士等の業務に影響を及ぼし、本件弁護士等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

なお、報酬等の事項については、不開示理由は前記（1）のとおりであり、結果として「委任契約書」の内容で開示できる部分はないため、全部不開示とした。

また、審査会の答申においても、類似の案件（平成28年度（独情）答申第96号）があり、不開示は妥当である。

（本答申では審査会答申に係る引用記載は省略）

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |             |               |
|---|-------------|---------------|
| ① | 平成29年12月25日 | 諮問の受理         |
| ② | 同日          | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 平成30年1月22日  | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ | 同年3月5日      | 審議            |
| ⑤ | 同月27日       | 本件対象文書の見分及び審議 |

#### 第5 審査会の判断の理由



## 1 本件対象文書について

本件開示請求は、機構が代理人として選任した弁護士の所属する法律事務所との委任契約等に関する文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、2号イ並びに4号柱書き及びニに該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、原処分における文書1の「不開示部分1」（起票者氏名）については開示を求めておらず、「不開示部分2」のうち印影や口座番号等情報を除いた部分（「起票部署」、「摘要のうち内訳に該当する部分」、「支払決議書番号」、「支払管理番号」及び「品名／件名のうち内訳に該当する部分」）及び「不開示部分3」（「相手先」、「支払先口座」、「合計金額」、「支払金額」、「消費税額」及び「配分金額」）並びに文書2（全部不開示）は開示すべきであるとして、原処分の取消しを求めており、諮問庁は、審査請求人が開示すべきとする各部分（以下、併せて「本件不開示部分」という。）は法5条1号、2号イ並びに4号柱書き及びニに該当し、原処分を維持すべきである旨説明していると解されるので、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

## 2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

### （1）文書1について

ア 「起票部署」、「摘要のうち内訳に該当する部分」、「支払決議書番号」、「支払管理番号」及び「品名／件名のうち内訳に該当する部分」について

#### （ア）「起票部署」について

諮問庁は、当該部分を公にした場合には、当該業務に携わった担当者が他の情報と照合することにより、特定の個人を容易に推測されることになると説明しており、これは法5条1号本文後段に該当する旨の主張であると解される。

しかしながら、当該部分は支払事務を行った部署名の記載であることから、法5条1号ただし書ハに該当し、同号の不開示情報には該当しない。

#### （イ）「支払決議書番号」及び「支払管理番号」について

諮問庁は、当該部分を公にした場合には、特定専門学校における支払業務に関わる件数から事業規模が明らかになり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると説明しており、これは法5条4号柱書きに該当する旨の主張であると解される。

しかしながら、これらの番号から仮に年間の支払業務の件数が明らかになったとしても、それが機構（特定専門学校）の行う事業そのもの又は取引先としての評価の低下を招く等といった具体的支障

は想定し難く、また、これらの番号を公にすること自体が外部からの不正な働きかけ等により機構の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれを招く等とすべき事情も認め難い。したがって、当該部分は法5条4号柱書きには該当しない。

(ウ) 「摘要のうち内訳に該当する部分」及び「品名／件名のうち内訳に該当する部分」について

諮問庁は、当該部分を公にした場合には、事務処理上の機微にわたり業務内容が容易に推測されることになり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると説明しており、これは法5条4号柱書きに該当する旨の主張であると解される。

しかしながら、当該部分には、支払の名目が一般的な名称を用いて記載されているのみであって、これが事務処理上の機微にわたる情報であるとするべき事情も、当該記載が示す業務内容が明らかになることが事務の適正な遂行に支障を及ぼすとすべき事情も認め難い。したがって、当該部分は法5条4号柱書きには該当しない。

(エ) 以上のことから、「起票部署」、「摘要のうち内訳に該当する部分」、「支払決議書番号」、「支払管理番号」及び「品名／件名のうち内訳に該当する部分」（別紙の1に掲げる部分）は、法5条1号及び4号柱書きには該当せず、開示すべきである。

イ 「相手先」、「支払先口座」、「合計金額」、「支払金額」、「消費税額」及び「配分金額」について

諮問庁は、当該部分を公にした場合には、個々の事案の具体的事情や弁護士業務の機微にわたる事柄が推測できることとなることから、報酬等の金額の情報を公にした場合、現在係争中の案件の具体的事情等が推測され、当該弁護士等の今後の業務に影響を及ぼし、当該弁護士等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると説明しており、開示決定通知書の記載を勘案すると、これは法5条2号イ並びに4号柱書き及び二に該当する旨の主張であると解される。

(ア) 「相手先」について

当該部分は支払の相手先である弁護士の氏名の記載であるところ、機構の訴訟代理人である弁護士の氏名は、特段の事情がない限り、公にしても当該事業を営む個人の正当な利益を害することになるとはいえず、事業活動上の不利益を生じるおそれもないと考えられるところ、当該弁護士の氏名を開示しても、機構の訴訟代理人を受任したことが明らかになるのみで特段の事情は認め難いから、法5条2号イに該当しない。

また、機構が誰に訴訟代理人を委任したかが明らかになっただけ

では、特段の事情がない限り、訴訟活動に支障を及ぼすおそれがあるとは認め難く、また、機構の事務事業の遂行に影響を及ぼすとも認め難いから、法5条4号柱書き及び二のいずれにも該当しない。

したがって、当該部分（別紙の2に掲げる部分）は法5条2号イ並びに4号柱書き及び二には該当せず、開示すべきである。

(イ) 「支払先口座」、「合計金額」、「支払金額」、「消費税額」及び「配分金額」について

当該部分に記載された情報は、通常公にされることのない、弁護士が事業を行う上での内部管理情報及び個別具体の業務に係る報酬等の金額であることから、これを公にすることにより当該弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分はいずれも法5条2号イに該当し、同条4号柱書き及び二について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(2) 文書2について

諮問庁は、文書2を公にしていないという事実及び委任契約の必要性を前提に、文書2に記載された法律事務所の名称及び住所、弁護士の氏名、委任する業務の具体的内容等の情報については、訴訟事案の性質に鑑み、これを公にした場合、当該弁護士の業務に影響を及ぼし、当該弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとし、さらに報酬等の事項については、不開示理由は文書1の報酬等に係る部分と同様である旨説明しており、これは法5条2号イ並びに4号柱書き及び二に該当する旨の主張であると解される。

ア 表題及び本文の1行目について

当該部分には、機構と弁護士の間で委任契約が締結されたという事実を示す簡潔かつ一般的な文言が記載されているのみであって、契約の内容等に関する具体的な情報は含まれていないことから、これを公にすることにより当該弁護士の業務に影響を及ぼし、当該弁護士等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認め難く、また、機構の争訟の追行や、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認め難い。

したがって、当該部分（別紙の3に掲げる部分）はいずれも法5条2号イ並びに4号柱書き及び二には該当せず、開示すべきである。

イ 契約当事者の住所（事務所所在地）及び氏名が記載された部分について

機構が委任契約の契約当事者であること及びその住所（事務所所在地）は既に明らかであるから、これを開示することにより機構の争

訟の追行や、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認め難い。

また、他方当事者である弁護士の氏名が不開示情報に該当しないことは上記（１）イ（ア）で判断したとおりであり、弁護士の氏名が不開示情報に該当しない場合、当該弁護士の住所（事務所所在地）は日本弁護士連合会のウェブサイトによって検索可能であるから、これも不開示情報に該当しない。

以上のことから、当該部分（別紙の４に掲げる部分）はいずれも法５条２号イ並びに４号柱書き及びニには該当せず、開示すべきである。

#### ウ 本文の２行目以降及び弁護士の印影について

本文の２行目以降は、機構と委任契約を締結した弁護士の、特定の契約における具体的な契約条件が記載されたものであることから、これを公にすることにより当該弁護士の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。また、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、弁護士の印影の不開示情報該当性について改めて確認させたところ、諮問庁は、当該印影については、これを公にすることにより文書の偽造等に悪用され、弁護士の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがある旨説明する。この諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分はいずれも法５条２号イに該当し、同条４号柱書き及びニについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

#### エ 機構側の印影について

当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、機構側の印影の不開示情報該当性について改めて確認させたところ、諮問庁は、当該印影は、契約を行った特定職に係る印影であることから、これを公にすることにより文書の偽造等に悪用され、機構の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨説明する。この諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は法５条４号柱書きに該当し、同号ニについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

#### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 4 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法５条１号、２号イ並びに４号柱書き及びニに該当するとして不開示とした各決定については、

審査請求人が開示すべきとする部分のうち，別紙の1ないし別紙の4に掲げる部分を除く部分は同条2号イ及び4号柱書きに該当すると認められるので，同号ニについて判断するまでもなく，不開示としたことは妥当であるが，別紙の1ないし別紙の4に掲げる部分は同条1号，2号イ並びに4号柱書き及びニのいずれにも該当せず，開示すべきであると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡，委員 泉本小夜子，委員 山本隆司

別紙（本件不開示部分のうち開示すべき部分）

- 1 文書1の不開示部分のうち、「起票部署」、「摘要のうち内訳に該当する部分」、「支払決議書番号」、「支払管理番号」及び「品名／件名のうち内訳に該当する部分」
- 2 文書1の不開示部分のうち、「相手先」
- 3 文書2のうち、表題及び本文の1行目
- 4 文書2のうち、契約当事者の住所（事務所所在地）及び氏名が記載された部分